

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 3 8 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 31 年 2 月 25 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

第 1 監査の対象

平戸市市民生活部市民課

第 2 監査の期間

平成 30 年 11 月 12 日（月）、13 日（火）、14 日（水）

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 28 年度及び平成 29 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

- ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
 - ① 公印の管理状況
 - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
 - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成28年度及び平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。
指摘事項等は次のとおりである。

【指摘事項】

1. 告示について

一般廃棄物処理手数料等の歳入の徴収又は収納の事務について、私人に委託しているが、地方自治法施行令第158条第2項の規定による告示がなされていない事案が見られたので、適正な事務処理に努められたい。

【意見】

1. 事務処理について

(1) 個人番号通知カード受領、個人番号カード記載事項変更届について、代理人による受領又は申請にあたり、委任状が添付されていないものや代理人本人確認のための証明書（運転免許証など）が添付されていないものが見られたので、適正な事務処理に努められたい。

(2) 平戸市浄化槽設置整備事業補助金について、交付申請に際し「市税等の滞納がないことを証する書類」の添付が補助金交付要綱第5条に規定され、市外在住申請者については、住所地の証明書が添付されているが、平戸市税等を有することも考えられることから、添付書類の見直しについて検討されたい。

第6 むすび

平成30年8月から施行された統一された資源ごみ袋の利用について、職員による地区住民への説明も行なわれ、現状では大きな混乱も無いように見受けられるが、北松北部クリーンセンターの開設以後、新たにごみ袋を変更したこともあり、必要であれば利用者の意見の聴取に努められたい。

浄化槽設置の普及に関しては、平成 27 年度から平成 29 年度の推移をみると、設置基数では 84 基、100 基、107 基、汚水処理人口普及率では 28.4%、30.5%、31.8%と増加しており生活雑排水の適正な処理の向上が伺えるが、平成 29 年度末の県下汚水処理人口普及率では、下位から 2 番目の低さにある。さらなる汚水処理の啓発普及に努められたい。

平成 27 年度から平成 29 年度にかけての市民課窓口取扱い件数は、年間平均で 69,900 件、うち本庁が 71.3%（うち公用 35.7%）、生月支所 5.0%（同 0.3%）、田平支所 10.0%（同 0.1%）、大島支所 1.7%、中部出張所 4.3%、南部出張所 4.5%、館浦出張所 2.7%、度島連絡所 0.5%である。公用が占める割合が大きいのは国土調査事業に伴う謄本等の使用が多いためと思われる。一方、全体人口が減少（3ケ年で△1,741 人）しているにもかかわらず市民が申請する取扱い件数及び窓口別比率には大きな変化はない。

市民課は、地域住民の最も身近な行政事務を担っており、こうした現状を踏まえ今後とも市民の負託に応えられるよう希望いたします。

＜参考＞指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。